

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホ-ムペ-ジ <http://www.ku-union.org/>

2011年11月22日

通巻 1174号

この号の内容

- 給与減額特例法 1P
- 国家公務員給与減額 政府案 2P
- 給与減額による年間損失額 3P
- 団体交渉申し入れ 3P
- 国大協声明 4P

《給与減額特例法》の 国立大学への適用に反対します

賃下げには《高度の必要性》が求められます

去る10月28日、政府は東日本第震災の復興を目的として「国家公務員の給与減額」を閣議決定しました。

しかし今回の賃金引下げが、これから予定されている所得税や消費税率のアップと併せて、一層のデフレと賃下げの悪循環を生み出すことが指摘されています。結果として震災からの復旧復興を阻害するおそれがあります。

国家公務員給与の引下げは、地方公務員、民間の労働者などへ広く波及し、結果として日本全体の景気後退をまねき、震災からの復旧・復興を困難にするものです。

また、今回の政府方針を私たち国立大学法人へ強制することには次の問題点があります。

国立大学教職員の人件費削減は限界

国立大学では、法人化以降も国家公務員と同等の給与減額が実施された結果、職員（事務・技術職員）の給与水準は、国家公務員の86.2%（ラスパイレス比較）となっています。過去二年間の賃下げによって数十万円以上の給与が減額されています。賃下げによるが震

災復興効果が疑わしい以上、さらに5～10%の賃下げを求める今回の措置を国立大学法人職員に適用する合理性はありません。

労使交渉による賃金決定が基本

国立大学法人化の趣旨は、自主的努力によって効果的・効率的な業務の遂行を目指すことにありました。各法人、そして私たち教職員の努力のインセンティブを確保するためにも、国立大学法人内部における自主的・自律的な給与決定を保証すべきです。

法人化以降の私たちの労働条件は法定主義から外れ、労使交渉による決定が基本となっています。このことは文部科学省も会見で認めている事実です。

**団体交渉を
申し入れました**

国家公務員給与削減 政府案の概要

過去2年間の賃金引下げに加え、仮に政府案に準拠した賃金引下げが金沢大学において実施された場合、私たち教職員の生活設計に重大な支障をもたらすことは必至であり、合理的理由なき賃金引下げは絶対に認められません。



以下に政府案の概要を報告します。

俸給月額

行政職俸給表(一)

- ① 本省課室長相当職員以上
(指定職、行(一)10~7級) ▲10%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員
(行(一)6~3級) ▲8%
- ③ 係員(行(一)2、1級) ▲5%

教育職俸給表(一)

- ① 4級以上 ▲10%
- ② 2級、3級 ▲8%
- ③ 1級 ▲5%



教育職(一)について万が一金沢大学で同様に実施された場合は以下になる危険性があります。

- ① 5級 教授 ▲10%
- ② 3級、4級 講師、准教授 ▲8%
- ③ 2級 助教、助手 ▲5%

【補足】

左記の教育職(一)は国立看護大学、気象大学校、海上保安学校等の俸給表であり、国立大学法人の教育職とは級がずれています。

2010年度の人勤に準拠した賃下げでは「人勤教育職(一)：4級」には「金沢大学教育職(一)：5級(教授)」が対応しました。同様に対応させると上記のとおりです。

*その他の俸給表適用職員についても、行(一)に準じた支給減額率

俸給の特別調整額(管理職手当)

一律▲10%

給与減額支給措置の期間

法律の公布の日の翌々月の初日から平成26年3月31日まで

期末手当及び勤勉手当

一律▲10%

期間業務職員等の非常勤職員

常勤職員より相当程度給与水準が低い場合には、減額を行わないことを基本とする。

年間賃金損失額

国家公務員給与臨時減額が国立大学法人で実施された場合

損失額

	職種、平均年齢	年間削減額	本給減額率
教授	54.5歳	1,017,600円	10%
准教授	45.7歳	688,543円	8%
事務係長	44.8歳	490,602円	8%
看護師	33.3歳	275,231円	5%

全大教試算による

- ・A国立大学、高専機構の平成22年度の給与公表データから作成。
- ・期末勤勉手当は全て10%カット。

団体交渉を申し入れました

**申入れ書
提出**

2011年11月1日

国立大学法人金沢大学
学長 中村 信一 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 鷺山 靖

団体交渉の申入れ

貴職におかれましては日ごろより金沢大学の発展と円滑な運営、教職員の労働条件の向上にご尽力いただき、感謝に堪えません。

さて、去る10月28日の閣議決定において、「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」の早期成立を期すため最大限の努力

をするとの方針が明らかになりました。閣議決定へのこれまでの大学当局の対応から、今回の決定に対しても何らかの検討が始まっていることと推測いたします。今回の閣議決定の内容を踏まえ、下記の事項について団体交渉を要求いたします。

記

2011年10月28日の閣議決定にもとづく賃金引き下げを実施しないこと。

日本の希望ある未来のために、国立大学の強化を！！

国立大学協会は、本年6月、『国立大学の機能強化-国民への約束-』（中間まとめ）を取りまとめ、各大学の個性・特色の明確化と不断の改革の実行等を通して、教育力・研究力や地域貢献、国際交流・国際貢献活動などの機能の強化を推進し、わが国の知の創造拠点・高度人材育成拠点として、日本の希望ある未来と人類社会の持続的発展に寄与していくことを国民に約束した。

国民の期待に応え、学術研究を推進し、地域之力・国之力を高め、何よりも大震災からの復興と日本再生に向けての人材育成と研究開発を充実させるためには、十分な投資によって国立大学の諸機能を強化していくことが不可欠である。

しかしながら、法人化以後、骨太の方針2006による運営費交付金の対前年度比1%削減や総人件費改革（毎年1%削減）の影響により、教員の年齢構成のアンバランスや常勤教育研究者の減少が顕著となり、長期的展望のもとに充実、強化をはからねばならない研究力、人材育成力が危機に瀕している。

平成23年度予算においては、国立大学教育研究特別整備費の新設等により、国立大法人化以降初めて、基盤的経費の削減に歯止めがかかったものの、運営費交付金は減額されている。この状況が続けば、国立大学の教育・研究・医療の基盤は根底から崩壊し、回復不可能な事態に立ち至ることが危惧される。

資源の少ないわが国にとって、優れた高等教育を受けた将来を担う人材の育成と研究、科学技術の発展は欠くことができないものであり、その原動力である大学への財政支援の拡充は、未来への先行投資であることは言うまでもない。

このことを踏まえ、国立大学は広く国民の理解を得る努力を積み重ねるとともに、平成24年度予算編成において、「日本再生重点化措置」に係る要望事項への配分を含め、下記事項の実現を図るよう、強く要請していくことを確認する。

○ 国立大学法人運営費交付金の確保・充実

○ 教育費負担の軽減

（授業料減免措置の拡大、給付型奨学金の創設・税額控除の導入を含む奨学金の充実）

○ 国立大学附属病院の経営に対する財政的支援の充実

○ 教育研究の基盤となる施設・設備の整備（施設整備費補助金等の拡充）

○ 科学研究費助成事業の拡充（科研費の「基金」化の拡大を含む）

○ 教育研究水準の向上に向けた改革と国際的に開かれた大学づくりに資する予算の拡充

○ 国立大学の教育・研究・医療を支える人材確保への配慮

平成23年11月4日

一般社団法人国立大学協会 総会